

## 1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

## 2 根拠となる法令の条項

法第4条第1項及び第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第4項並びに第6条第1項

## 3 改正の概要

### (1) 自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第1号関係）

ア 自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、非対面での取引に際して利用される

○ 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた顧客等の本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法

○ 顧客等の本人確認書類の写しの送付を受ける方法

については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、廃止することとする。ただし、規則第6条第1項第1号ヌに掲げる方法は、利用できる場面が限定的であるなど他の方法と比較して当該リスクは低いと考えられることから、改正後も引き続き認めることとする。

イ ICチップが搭載された本人確認書類を保有していない顧客等が非対面での取引に際して利用することが可能な確認方法を確保するため、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクも踏まえ、利用できる本人確認書類を偽造を防止するための措置が講じられたもの（新規則第7条第1号ニに掲げる書類）に限定した上で、当該本人確認書類の原本の送付を受けるなどする方法を引き続き認めることとする。

ウ 顧客等が非居住外国人等である場合にあっては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることはないよう、規則第6条第1項第1号リに掲げる方法等に相当する方法を引き続き利用できることとする。

### (2) 法人である顧客等の本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第3号関係）

法人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受ける方法については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、その写しの利用を不可とし、原本に限り利用することとする。ただし、顧客等が外国法人である場合にあっては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることはないよう、本人確認書類の原本に限らずその写しについても引き続き利用できることとする。

### (3) その他

その他所要の改正を行うこととする。

## 4 施行期日

令和9年4月1日から施行する。